# 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 （平成四年厚生省令第五号）

#### 第一条（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）

指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

* 一  
  児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給
* 二  
  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
* 三  
  削除
* 四  
  生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付
* 五  
  削除
* 六  
  原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条の医療の給付又は同法第十八条の一般疾病医療費の支給
* 七  
  戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十条の療養の給付又は同法第二十条の更生医療の給付
* 七の二  
  石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の医療費の支給
* 七の三  
  難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給
* 八  
  前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの

#### 第二条（訪問看護療養費請求書等の様式）

前条の訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書は、厚生労働大臣が定める様式による。

#### 第三条（訪問看護療養費請求書の提出日）

第一条の訪問看護療養費請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

# 附　則

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附則（平成五年一一月二六日厚生省令第四八号）

##### １

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十一月二十九日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成六年三月二九日厚生省令第一八号）

##### １

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

平成六年四月一日前に行われた指定老人訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年一〇月一四日厚生省令第六七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

平成六年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

# 附則（平成七年五月一五日厚生省令第三三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）

##### １

この省令は、平成七年七月一日から施行する。

# 附則（平成八年四月一二日厚生省令第二五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

平成八年四月一日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成八年一二月二四日厚生省令第七二号）

##### １

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ２

平成九年四月一日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

# 附則（平成九年八月二五日厚生省令第六四号）

##### １

この省令は、平成九年九月一日から施行する。

##### ２

平成九年九月一日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一〇年三月二四日厚生省令第二六号）

##### １

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

##### ２

平成十年四月一日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一一年一一月一日厚生省令第九一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 第二十六条（老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

施行日前に行われた指定老人訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ２

この省令の施行の際現にある第二十三条の規定による改正前の老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一二年三月三一日厚生省令第八〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日厚生省令第八四号）

##### １

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

平成十二年四月一日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）

##### １

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一四年八月三〇日厚生労働省令第一一三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

# 附則（平成一四年九月一二日厚生労働省令第一二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

#### 第三条（老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

平成十四年十月一日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ２

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六五号）

##### １

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### ２

平成十六年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求並びに指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ４

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一八年三月二〇日厚生労働省令第四三号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二四日厚生労働省令第四六号）

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

# 附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。  
ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第十一条（老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

施行日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

##### ２

この省令の施行の際現にある第十八条の規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

# 附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次号において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二〇年三月五日厚生労働省令第二七号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一一月一二日厚生労働省令第一二一号）

#### 第一条

この省令は平成二十七年一月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。